

仕 様 書

1 件 名

カーペット張替工事（西棟（教室棟を含む）1階・3階廊下及び研修部事務室等）

2 工事場所

東京都八王子市南大沢四丁目5番地
救急救命東京研修所

3 工事可能期間

令和元年8月18日（日）～令和2年3月22日（日）までの間で、研修生が不在となる以下の期間のうち土曜日、日曜日及び祝日（3階部分は平日を含む）のみとする。

- ① 令和元年8月18日（日）～令和元年8月25日（日）
- ② 令和2年1月19日（日）～令和2年2月2日（日）
- ③ 令和2年3月10日（火）～令和2年3月22日（日）

4 工事内容（詳細は別添「工事内訳書」を参照）

西棟（教室棟を含む）1階・3階廊下（一部2階階段を含む）及び研修部事務室等のカーペット張替工事

- (1) 既存タイルカーペットの撤去
- (2) 新規タイルカーペットの張替
- (3) 発生残材の処分

5 改修条件

- (1) 使用する接着剤については、J I Sマーク表示品又はホルムアルデヒド発散等級の国土交通省大臣認定を受けたものであること（F☆☆☆☆マーク表示品とする。）。
- (2) タイルカーペットは、J I S A 6 9 2 1により建築基準法に基づく不燃材料の指定又は認定を受けたものであること（詳細は別添「工事内訳書」を参照）。

6 作業条件

- (1) 作業時間は原則として8：30～17：00とする（時間延長は別途協議）。
- (2) 工事開始前に工程表を提出し、担当者と協議すること。
- (3) 施工の際は、設備等を汚損ないようにシート掛け等の適切な養生の措置を行うこと。
- (4) 既存カーペットの施工により発生した廃棄物は、請負者が責任を持って処分すること。

- (5) 本件の施工に当たっては、当研修所の業務及び授業に支障がないよう、十分留意すること。
- (6) 工事中は、安全に万全を期すこと。万が一請負者側の不注意により発生した物損事故及び人身事故等は、すべて請負者側の責任とする。また、事故が発生した場合は、速やかに発注者へ報告するとともに、適正な処置を講ずること。
- (7) 施工に当たって必要な電気・水道は、施設内の指定された場所の設備を使用することとし、発注者の負担とする。

7 完成検査及び報告

- (1) 検査については、工事完了後に発注者の検査を受けること。
- (2) 請負者は、工事記録、工事完了届出書等の各種書類を作成し、発注者に2部提出すること。

8 瑕疵担保責任

工事施工後1年間、不良等が認められる場合は、原則として当方からの連絡後、翌営業日以内に、その不良箇所の修理を無償にて行うこと。

9 その他

この仕様書に明記のない事項、または疑義が生じた場合は、速やかに発注者の指示を受けること。

10 支払条件

工事完了後、履行確認を行った上で支払う。